

第1章 総則

(目的)

第1条 本学院は我が国で日本語学習のみならず、一般教養、日本の文化、日常のマナー等、高等教育を受ける事を目的にする外国人に対し、必要な日本語会話力、社会等についての理解を深める事を目的とする。

(名称)

第2条 本学は、名古屋国際学院という。

第2章 コース、修業時間、収容定員及び休業日

(位置)

第3条 本学は、愛知県名古屋市名東区明が丘 55 番に置く。

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第 1 部・第 2 部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第 1 部 (午前)	進学 4 月	2 年	60 人	3 クラス	4 月生：60 人
	進学 10 月	1 年 6 か月	40 人	2 クラス	10 月生：40 人
	小計		100 人	5 クラス	
第 2 部 (午後)	進学 4 月	2 年	60 人	3 クラス	4 月生：60 人
	進学 10 月	1 年 6 か月	40 人	2 クラス	10 月生：40 人
	小計		100 人	5 クラス	
計			200 人	10 クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、4月、10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の各期生のコースの期間は次のとおりとする。

- (1) 4月期生 4月1日から翌々年の3月31日まで
- (2) 10月期生 10月1日から翌々年の3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業（7月下旬から8月中旬までのおよそ25日間）
- (5) 冬季休業（12月下旬から1月初旬までのおよそ14日間）
- (6) 春季休業（3月下旬から4月初旬までのおよそ25日間）

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時間数は、次の通りとする。ただし、ここにいう授業時間数の1単位時間は、45分とし1年間の授業日数を200日とする。

(1) 進学コース

授業科目	内容	週当たり授業時間数
総合日本語	話す・書く・読む・聞くの4技能を使い、様々な場面に 対応できることを目指す。また、日本語を使って、きち んと考える力、それを人に伝える力、総合的なコミュニ ケーション力を身につけることを目指す	10時間（1週当たり）
文法	基礎的なものから高度な表現まで、様々な文法項目を学 んでいく	2時間（1週当たり）
聴解	基礎的な会話から始まり、通常の日本人の会話やニュー スなど聞き取りができることを目指す	2時間（1週当たり）
文字・語彙	基礎的な語彙から様々な場面で役に立つ文字・語彙を幅 広く学んでいく	2時間（1週当たり）
読解	簡単で短い文章から新聞やある程度専門的で長い文章が 読めることを目指す	2時間（1週当たり）
会話	様々な場面で会話のやり取りができるようになることを 目指す	1時間（1週当たり）
日本事情 (一般生活に 必要な知識)	日本文化及び日本で生活する上で必要な知識や習慣、文 化を体験などを通して学んでいく	1時間（1週当たり）
計		20時間

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況等を総合して決定し、3段階評価とする。

(進級基準)

第10条 進級基準は総合評価60点以上とする。

(教職員組織)

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 10人以上（うち専任5人以上）
- (4) 生活指導担当者 1名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第13条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月、10月とする。

(入学手続)

第14条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金等の生徒納付金及び選考料、必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、15日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者はその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第17条 特別な事由がない限り転学は認めない。

(修了・卒業の認定)

第18条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第19条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞又は奨学金を与えることができる。

(懲戒処分)

第20条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があった時は、

- 校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第21条 本学の生徒納付金(税込)は次のとおりとする。

進学4月コース

一年目

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 入学金 | 55,000 円 |
| (2) 設備費・維持費 | 33,000 円 |
| (3) 学費(1年分) | 630,000 円 |
| (4) 教材費 | 22,000 円 |
| (5) 光熱費 | 24,000 円 |
| (6) 留学生保険 | 10,000 円 |

二年目

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 設備費・維持費 | 33,000 円 |
| (2) 学費(1年分) | 630,000 円 |
| (3) 教材費 | 22,000 円 |
| (4) 光熱費 | 24,000 円 |
| (5) 留学生保険 | 10,000 円 |

進学10月コース

一年目

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 入学金 | 55,000 円 |
| (2) 設備費・維持費 | 33,000 円 |
| (3) 学費(1年分) | 630,000 円 |
| (4) 教材費 | 22,000 円 |
| (5) 光熱費 | 24,000 円 |
| (6) 留学生保険 | 10,000 円 |

二年目

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 設備費・維持費 | 16,500 円 |
| (2) 学費(1年分) | 315,000 円 |
| (3) 教材費 | 11,000 円 |
| (4) 光熱費 | 12,000 円 |
| (5) 留学生保険 | 5,800 円 |

- 2 前頁に加えて、選考料として25,500円を、生徒は納入しなければならない。

(納入)

第 22 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由がある場合、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第 23 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を 1 月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 24 条 入国前に生徒が入学を辞退し、入学許可証・在留資格認定証明書を本学に返却した場合、その後、既に納入した生徒納付金のうち、選考料を除いた額を、本学は返金する。

- 2 中途解約について、クーリング・オフ期間経過後においては、以下に定める手続きにより、将来に向かって中途解約を行うことができる。
 - ・入国前の場合・・・生徒は選考料¥25,500 を本学に支払うものとする。原則として、入学許可書及び在留資格証明書の返却が確認でき次第、本学から選考料を控除の上で生徒に返金する。ビザ取得済みの場合は、ビザを取り消したことが証明できるものを本学へ提出するものとする。
 - ・入国後の場合・・・生徒は解約を希望する月の前月末までに退学届を提出するものとする。解約月の翌月分以降の授業料及び設備費（以下「授業料等」という）を、本学から違約金を控除した上で生徒へ返金する。生徒は、違約金として解約月の翌月以降の授業料等残額の 20%又は 50,000 円のいずれか少ない金額を本学に支払うものとする。

第 6 章 雑則

(寄宿舍について)

第 25 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 26 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 27 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この学則は平成 30 年 6 月 26 日から改訂施行する。

この学則は令和元年 10 月 1 日から改訂施行する。

この学則は令和 2 年 10 月 1 日から改定施行する。

この学則は令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

この学則は令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

この学則は令和 7 年 10 月 1 日から改正施行する。